

2023年度  
関西学院大学ロースクール  
B日程

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問 1〕 および〔設問 2〕 に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、取締役会および監査役を設置する公開会社でない会社である。甲社の発行済株式総数は 200 株で、株主の数は 8 人である。甲社の事業年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間であり、同社では、毎年 6 月末に定時株主総会が開催されていた。なお、甲社の取締役は、A、B および C の 3 名であり、A が代表取締役である。

2022 年においても、甲社は、6 月 26 日に定時株主総会（以下「本件総会」という。）を開催した。本件総会の招集通知は、6 月 22 日に発せられていたが、本件総会には、すべての株主がその開催に同意して出席していた。本件総会では、① 2021 年度計算書類承認の件、② 剰余金配当の件、および③ 取締役 3 名を選任する件の 3 つが議題とされていた。本件総会では、① および② は出席株主により異議なく承認された。他方、③ について、会社提案議案は、現在の取締役である A、B および C の 3 名を再任するというものであったが、株主 P は、本件総会の場で、自らを候補者に加えるよう提案した。議長である A は、P の提案を適法なものとして、P を候補者に加えたうえで、採決を行った。その結果、会社提案議案である A、B および C については可決承認されたが、P については反対多数で否決された（以下、A、B および C を選任する議案にかかる決議を「本件各決議」という。）。

株主 P は、2022 年 8 月 10 日時点で、本件各決議の取消しを求める訴えを提起することを検討している。

〔設問 1〕

株主総会の招集手続の趣旨について説明し、併せて、甲社のように、取締役会を設置する公開会社でない株式会社における株主総会の招集手続（株主が招集する場合を除く。）についても説明しなさい。

〔設問 2〕

本件各決議の取消しを求める株主 P の訴えは認められるかについて、論じなさい。

2023 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【B 日程：商法】

《出題趣旨》

---

- ・本問は、取締役会設置会社である公開会社でない会社（以下「非公開会社」という。）における株主総会の招集手続上の瑕疵と株主総会決議取消事由とについて問うものである。
- ・具体的には、〔設問 1〕は、株主総会の招集手続を法が定めている意義（趣旨）および取締役会設置会社である非公開会社における株主総会の招集手続についての設問であり、〔設問 2〕はこれを踏まえて、本件事案における株主総会決議取消の訴えの認容の可否について問うものである。また、〔設問 2〕では、本件事案において、すべての株主が株主総会の開催に同意して出席していることをどのように評価するかも問題となる。

《解説・講評》

---

【解説】

(1) 〔設問 1〕について

- ・株主総会の招集手続は、一般に、株主が株主総会へ出席する機会と当該総会の準備を行うための機会を提供するためにあるといわれる。
  - 判例（最判昭和 60・10・20 民集 39 卷 8 号 1869 頁）は、この点を「全株主に対し、会議体としての機関である株主総会の開催と会議の目的たる事項を知らせることによって、これに対する出席の機会を与えるとともにその議事及び議決に参加するための準備の機会を与えること目的とする」と説明している。
- ・株主総会の招集手続は、公開会社かそうでないか、取締役会設置会社かそうでないかによって異なっている。
- ・本件において問われている、取締役会を設置する非公開会社における株主総会の招集手続は、以下の通りである。

取締役会が、①株主総会の日時および場所、②株主総会の目的事項、③株主総会に出席しない株主が書面により議決権行使できることとするときは、その旨、④株主総会に出席しない株主が電磁的方法により議決権行使できることとするときは、その旨、⑤会社法施行規則 63 条に定める事項を決定する（会社 298 条 1 項、4 項）。その上で、株主総会の日から 1 週間前までに、書面で、議決権を行使することができる株主に対して、招集通知を発する（会社 299 条 1 項、2 項 2 号）。

- ・上記③については、株主数が1000人以上の株式会社であって、金融商品取引法に基づいて、すべての株主に対して委任状を交付する場合以外の場合には、会社は（公開会社であるか否かを問わず）、書面投票制度の採用が義務付けられる（会社298条2項）。
- ・なお、書面投票制度（上記③）または電子投票制度（上記④）を定めた場合を除き、株主全員の同意があるときは、招集手続を省略することができる（会社300条）。

## （２）〔設問２〕について

- ・Pは株主であるから原告適格を有し、問題文から出訴期間（決議後3ヶ月以内）も満たしている（会社831条1項柱書き）。
- ・本件総会における各決議には、招集通知が適法に発せられていないという瑕疵がある。
  - 上記の通り、非公開会社においては、株主総会招集通知は、株主総会の日前の1週間前までに発せられていなければならないが、本件総会は2022年6月26日に開催されるにもかかわらず、その招集通知は同月22日に発せられている。
- ・上記瑕疵は、株主総会の招集手続が法令に違反しているといえるため、この瑕疵が株主総会決議取消の訴えの取消事由となる（会社831条1項1号）。
- ・もっとも、本件総会には、すべての株主がその開催に同意して出席している。この点をどのように評価するかが問題となる。
- ・株主全員がその開催に同意して出席したいいわゆる全員出席総会において、株主総会の権限に属する事項につき決議したときは、当該決議は有効に成立したものと考えられる（前掲・最判昭和60・12・20）。
  - したがって、結果的に、招集手続上の瑕疵は治癒されることになる。
- ・以上から、本件各決議は有効に成立したものといえることから、株主Pによる株主総会決議取消の訴えは認められない。

## 【講評】

- ・全体的に見ると、設問の意図に答えてしっかりと解答している答案は少なかった。
- ・〔設問1〕については、「株主総会の招集手続の趣旨」が問われているにもかかわらず、それが一切書かれていない答案も散見され、また一応趣旨らしきものが書かれているものであっても、正確に表現できていない答案も見られた。
- ・また、〔設問1〕では、非公開会社でかつ取締役会設置会社における株主総会の招集手続が問われており、さらに設問中にはかつこ書きで「株主が招集する場合を除く」とされている。それにもかかわらず、株主による招集（会社297条）について説明する答案が多く見られた。さらに、招集通知の発出の点（非公開会社の場合に

は、総会開催の1週間前まで)のみを記述し、それ以外の手続きについては一切書いていない答案も多く見られた。これらについては、おそらく株主総会の招集手続全体がどのような流れで行われるのかといった点を正確に理解していないことが原因であろうと思われる。

- 次に、「設問2」についてであるが、原告適格や出訴期間について触れられていない答案が多く見られた。これらの訴訟要件が不充足である場合には、当該訴えは不適法なものとして却下されることになるため、必ず記述することが求められる。
- また、「設問2」では、本件における事実から、招集通知の発出期間が法定の1週間に満たない点が「決議方法の法令違反」としての瑕疵にあたるという点は、比較的多くの答案で指摘されていた。しかし、この瑕疵の存在を前提として、全員出席総会であることを指摘しつつ、この場合には、株主総会の招集手続の趣旨がまっとうされていることから、瑕疵が治癒されるという点を指摘する必要がある。しかしながら、会社法300条を理由として、本件決議は違法でないとする答案や、裁量棄却(会社831条2項)の問題として論じる答案が比較的多く見られた。会社法300条は、株主全員の同意があれば招集手続を省略できる旨の規定であるが、これは招集手続をとる前の段階で、問題とされる規定であるが、本件では既に瑕疵ある招集手続がとられた後のことが問題とされているため、この規定を根拠に本件手続が適法であると論じることは不適切である(この規定自体は、全員出席総会の適法性を前提に設けられている)。また、全員出席総会により瑕疵が治癒される以上、裁量棄却は問題となり得ない。これらの点については、基本書や判例集の精読がしっかりとできていないのではないかと推測させる。
- 従来から、手続を問う問題を出すと点数が悪いという傾向が見られる。論点のみを勉強し、手続きについての勉強をおろそかにしているのではないかとと思われる。受験生においては、会社法上の諸制度にかかる手続をまずしっかりと抑えることを主眼として、学習を進めてもらいたい。

以 上